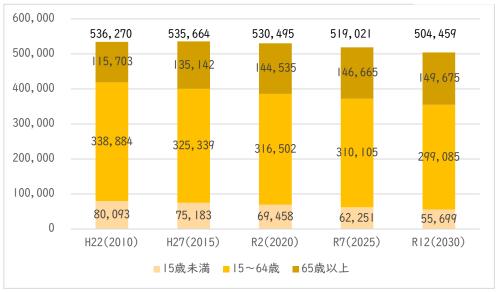
第2章 姫路市の現状における課題



I 姫路市の現状と将来予測

Ⅰ 人口の推移と推計





※令和5年姫路市の将来推計人口による。

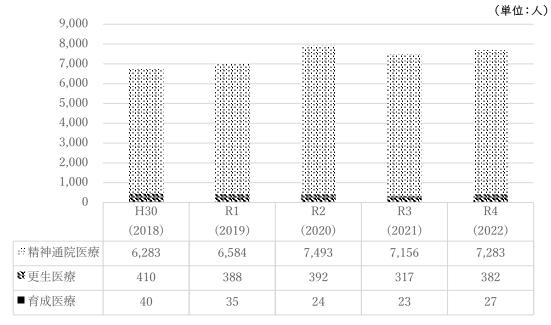
2010年までは、総数に年齢不詳を含み年齢3区分別人口は年齢不詳を除くため、総数と年齢3区分別人口の合計は一致しない。2015年以降の年齢3区分別人口は、不詳補完値による。

2 障害者手帳所持者数の推移



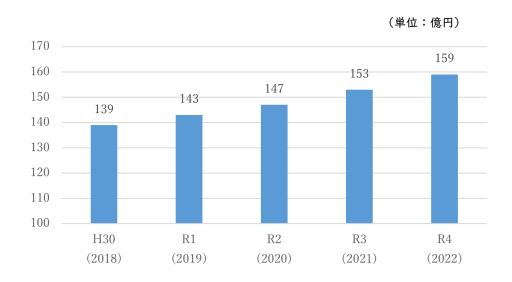
手帳所持者数全体では減少に転じているが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数は増 加傾向にある。

3 自立支援医療受給者数の推移



■育成医療 と更生医療 精神通院医療

4 障害者福祉費決算額



障害者福祉費の決算額は毎年増加がみられます。主な要因としては、障害福祉サービス等に係る費用の増加等が挙げられます。

Ⅱ 姫路市の障害福祉における課題の整理

本計画の策定にあたり、「姫路市障害者等実態意向調査」における障害のある人の意向、姫路市地域自立支援協議会で出された意見、障害福祉サービス事業所等の見込量における「障害福祉サービス等の充足状況」等をもとに、姫路市の障害福祉における課題を整理しました。

姫路市障害者等実態意向調査の結果

- 日常生活において支援を必要とする割合は、「外出」の場合においてが 46.3%と最も高く、次いで「お金の管理」(38.9%)、「薬の管理」(35.5%)となっています。
- 障害のある人の外出目的では、全体では「買い物に行く」の割合が 66.3%と最も高く、次いで「医療機関への受診」(55.9%)、「通勤・通学・通所」(42.7%)となっています。 障害等の状況別では、「通勤・通学・通所」の割合は療育手帳保有及び発達障害の診断で最も高く、「買い物に行く」は精神障害者保健福祉手帳保有、身体障害者手帳保有で最も高くなっています。
- 支援してくれる方の年齢(年代)は、「60代」が24.8%、「40代」「50代」が20.0%、「70代以上」が18.4%となっています。
- 今後3年以内の障害福祉サービス等の利用予定について、「増やす予定」と回答した者のうち、18歳以上では「短期入所」と回答する人が多くなっています。
- 希望する暮らしを送るための支援内容は、「経済的な負担の軽減」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適正に利用できること」(35.2%)、「相談対応等の充実」(29.5%)となっています。
- 収入を得る仕事をしている方の勤務形態では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が40.8%で、「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が33.7%となっています。
- 障害者の就労支援として必要なことでは、「職場の障害者理解」の割合が 45.9%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(42.9%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(34.7%)となっています。
- 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)場所や状況では、「外出中」の割合が 45.4%で最も高く、次いで「学校・仕事場」が42.6%となっています。障害等の状況別で は、療育手帳保有、精神障害者保健福祉手帳保有及び発達障害の診断では「学校・仕事場」 の割合が最も高く、その他の障害等では「外出中」の割合が最も高くなっています。
- 火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」の割合が 49.1%で最も高く、次いで「薬が入手できなくなる、治療が受けられない」 (46.4%)、「安全なところまで、早く避難することができない」 (43.1%) となっています。

2 姫路市地域自立支援協議会の意見

● グループホームの利用について、障害者の自己決定・自己選択ができているか疑問である。

- 各サービスの見込量について、計画の数値が増えることは必ずしも良いことではなく、施策 を実施した結果での見込量が出てくることが本来好ましい。大事なことは、適切な支援、支 給をしていくことである。
- 障害者にとって最も必要なことは、「暮らしの場の安定」、「働く場の安定」、「自由な時間の過ごし方」である。これらがあって、生活の安定と言えるのではないか。
- 高齢者分野に比べると、障害者の市長申立てによる成年後見制度の利用が少ない。
- 障害は社会モデルと規定され、障害は社会の問題であると考えられている。従って、発達障害のある子どもは、地域の学校に入学することを前提とし、その上で教育カリキュラムを実施していくことが求められているのではないか。
- 教育・保育と障害分野の関係者が交流する機会、情報交換の場が少ないと感じている。
- 開かれた地域自立支援協議会になれば、自然と当事者の意見が入ってくると思う。
- サポートブックについては、幼保の年齢から持っていない児童が多くいる。また、義務教育 の年齢しか記載できない様式もある。広く活用されるように見直しをお願いしたい。
- 移動支援事業はヘルパーを募集しても応募がない。報酬単価が安いために事業所が苦しんでいる実態を知ってもらいたい。
- 動価が上昇し、障害者の基本的な生活基盤が揺るがされている。様々な支援をお願いしたい。
- 障害者が仕事をすること自体、いまだに特別なことになっている。就労中に障害福祉サービスを利用することができないと思うが、将来的には、生活の一部として支援が受けられるようになってほしい。
- 姫路市は、社会資源はあるが、縦の連携や「つなぎ」が課題である。
- 障害当事者の言ったことに対して行政として聴き、制度等を変えていくというモデルがなければいけない。また、障害当事者の声は、相談支援事業所(相談支援専門員)が持っていると思うので、相談支援事業所から上手く情報収集をしてほしい。
- ヘルパーが不足している。

3 障害福祉サービス等の充足状況

- 利用者より、緊急時における一時預かりの要望が多く寄せられており、「短期入所」の必要性が高いことが伺えます。
- 放課後等デイサービス等の障害児支援系サービスについては、年々利用者が増加しており今後も事業所数・利用者数とも増加傾向にあります。一方で、主に重症心身障害児を支援する 障害児支援系サービスの事業所数も増加しているものの、十分な数を確保できていません。
- 地域移行支援や地域定着支援の利用は、低調となっています。
- 相談支援事業所の数が微増状態であり、増加する利用者に対して適切に対応することが難しい状況になっています。

4 姫路市の障害福祉における課題

I~3に挙げられた項目等から見出されたニーズを分析し、姫路市の障害福祉における課題を

大きく5つに整理しました。

(1) 障害福祉サービスを支える人材及び相談支援事業所の不足

実態意向調査の結果等から、日常生活において「必要な在宅サービスが適正に利用できる こと」や「暮らしの場の安定」が求められていることが分かります。

しかしながら、ヘルパーは不足しており、支援の手が十分でないため人材の確保・育成が 求められます。

また、「社会資源はあるが、縦の連携や「つなぎ」が課題」という指摘から、障害のある人を支援するにあたっては、相談支援専門員及び相談支援事業所を増やすことで、相談支援に携わる者が、障害福祉分野において支援に携わる者と教育・保健・医療などの福祉分野以外も含めた関係機関と支援の方向性を協議し、確認できる体制の充実を図る必要があります。

(2)地域移行の低迷

実態意向調査の結果等から、地域での生活をするにあたり、支援者の高齢化や一時預かりの場として「短期入所」の不足が課題となっていることが読み取れます。

また、障害福祉サービス等の充足状況では、施設や病院から退所・退院した障害者の地域における生活を支援するサービスである、地域移行支援や地域定着支援の利用は、低調となっています。

このように、地域での受け皿が少なく支援体制が不十分であり、入所施設・病院等から地域生活への移行が低迷していることから、移行を促進するため、障害者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)事業所の整備や、介護者である家族の負担軽減の観点から、短期入所事業所の増加が求められます。

また、地域生活支援拠点の機能を充実させ、地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受入などにより、障害のある人が地域で安心して生活できるように支援することが必要です

そして、地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討は、地域自立支援協議会専門部会に て行う必要があります。

(3) 一般就労が困難な状況

実態意向調査の結果では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が 18.7%となっています。回答者には高齢者から子どもまで含むことを考慮に入れても高い数字とは言えません。さらに、そのうち半数程度は非常勤職員・派遣職員となっています。

就労移行支援及び就労継続支援の事業所数は増加していますが、福祉施設から一般就労した者の数は伸び悩んでいる状況です。また、一般就労した人が離職し、再び福祉施設を利用する状況も確認されていることから、就労定着支援事業の利用促進を進める必要があります。

また、障害のある人が自分の希望に沿い、その知識や能力に合った企業や事業所で働き続けることが重要であることから、就労アセスメントを通じて適切な福祉サービスを利用できる支援が必要です。

(4) 重度障害や医療的ケアの必要な障害児に対する支援の不足

実態意向調査の結果等から、障害児については、障害の有無によって分け隔てられることなく共に教育を受けられる、インクルーシブ教育が求められています。インクルーシブ教育の実現には、教育・保育と障害分野の関係者の交流・情報交換が重要となります。あわせて、医療的ケアの必要な子どもが希望する学校等へ通えるように、支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、放課後等デイサービス事業所については、事業所数は増加していますが、重度障害や医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れることができる事業所は少ない状況が続いているため、重度障害や医療的ケアの必要な障害児に対する放課後等デイサービス事業所の確保に取り組む必要があります。

(5) 障害に対する理解不足からの差別

実態意向調査の結果等によると、障害があることで差別や嫌な思いをする人はまだ多く、 障害に対する理解不足が原因と考えられます。令和6年度からは、障害者差別解消法におい て不当な差別的取扱の禁止に加え、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることもあり、 障害者差別解消法の趣旨についての継続的な広報、周知及び障害についての知識や理解を深 めるための啓発活動を進める必要があります。

さらに、手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある 人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と 普及を進める必要があります。

また、「障害者の自己決定・自己選択ができているか疑問」や「成年後見制度の利用が少ない」という意見から、障害のある人が自分で選択することのできるための制度について理解の向上が必要です。